

大石田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

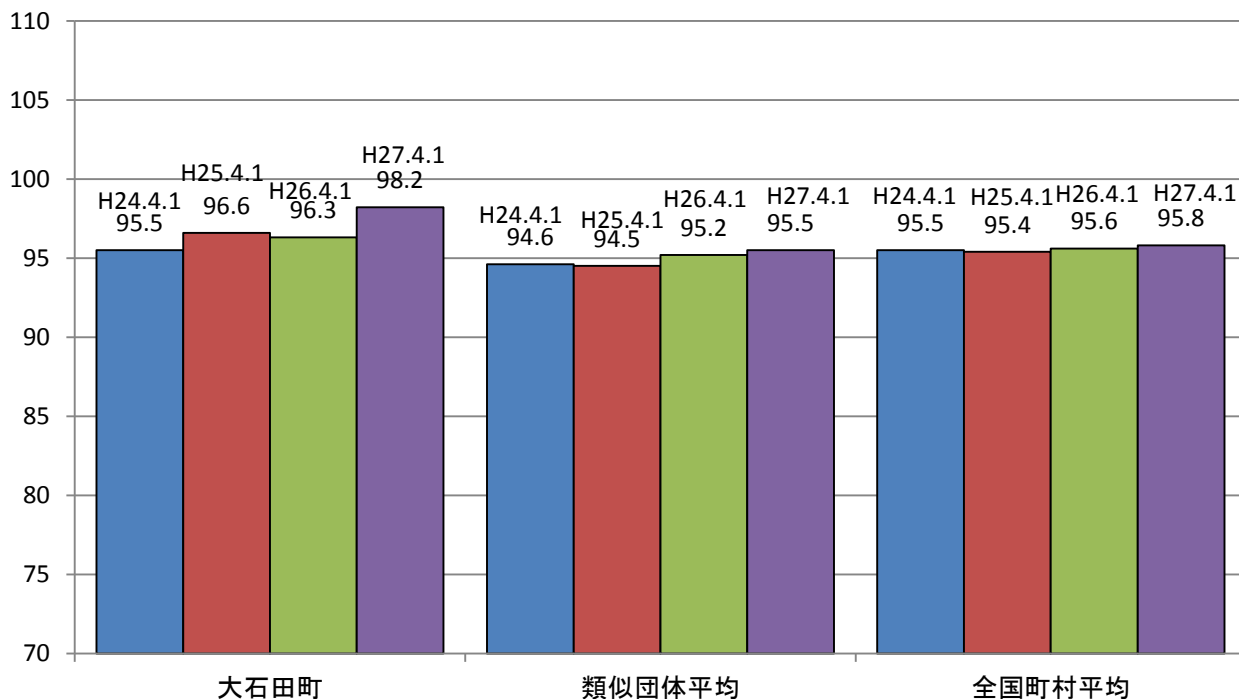
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	7,744	4,420,867	217,780	819,471	18.6	17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	92	352,683	51,935	126,578	531,196	5,774	5,606

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

山形県の人事委員会勧告に基づき、県に準じた給料表に改定したため

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月 (%)	月	月	4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施月) 平成27年4月1日
(内容) 山形県の人事委員会勧告に基づき、給料表を改定。初任給付近は最大2.3%引上げ、中間層はほぼ据え置き、高年齢層は最大2.1%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえ、見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

当町は地域手当を支給していない

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

- ・ 特別職報酬の削減
町長50%、副町長20%、教育長15%
議員報酬（月額）議長△10,000円、副議長△7,000円、議員△5,000円

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大石田町	41.8 歳	322,000 円	369,100 円	345,111 円
山形県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	309,632 円	372,514 円	334,182 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大石田町	48.0歳	10人	351,100円	385,990円	368,770円	—	—	—	—
うち用務員	46.9歳	2人	344,500円	365,450円	363,900円	用務員	54.6歳	200,300円	1.82
うち自動車運転手	47.8歳	3人	348,600円	420,167円	377,833円	自家用自動車 運転者	51.6歳	179,500円	2.34
うち学校給食員	49.3歳	3人	355,100円	366,600円	369,467円	調理士	41.1歳	214,300円	1.71
山形県	47.2歳	524人	335,500円	373,900円	355,200円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	48.8歳	6人	268,232円	294,399円	279,753円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大石田町	—	—	—
うち用務員	5,839,400円	2,774,400円	2.10
うち自動車運転手	6,554,400円	2,380,000円	2.75
うち学校給食員	5,898,500円	2,855,700円	2.07

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～26年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分		大石田町	山形県	国
一般行政職	大学卒	178,400 円	178,400 円	174,200 円
	高校卒	145,500 円	145,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	144,100 円	140,900 円	—
	中学卒	121,200 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

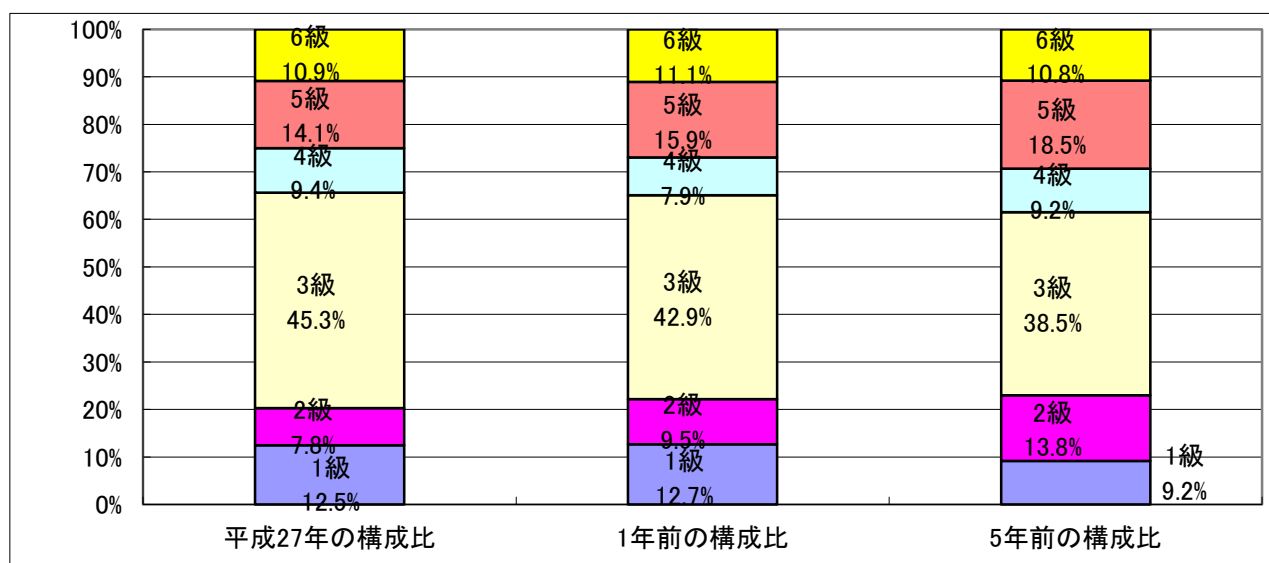
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	289,400 円	354,700 円	381,400 円	401,800 円
	高校卒	— 円	333,400 円	352,600 円	390,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	322,500 円	340,100 円	372,400 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	7人	10.9%	323,500 円	417,800 円
5級	主幹	9人	14.1%	291,900 円	400,200 円
4級	主査、主任	6人	9.4%	264,600 円	387,900 円
3級	主査、主任	29人	45.3%	229,300 円	356,200 円
2級	主事	5人	7.8%	192,200 円	309,200 円
1級	主事、主事補	8人	12.5%	140,900 円	250,900 円

- (注) 1 大石田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を昇給日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しているが、人事評価制度は実施していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大石田町	山形県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,397 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,608 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.40) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

・人事評価制度は実施していない。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

大石田町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 - 千円 24,131 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(27年4月1日現在)

・制度なし

(4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

・制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	26,402 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	209 千円
支給実績(26年度決算)	27,519 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	313 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 一般の扶養親族 6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)、 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		9,895 千円	219,888 円
住居手当	借家 限度額27,000円	同じ		1,972 千円	246,437 円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 23,500円	異なる	現状に合わせている	4,496 千円	91,765 円
管理職手当	給料月額100分の10	異なる	現状に合わせている	4,005 千円	500,651 円

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区分	給料	月額	等	
給 料 報 酬	町 長	410,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 826,500 円 / 364,500 円	
	副 町 長	(820,000 円) 508,000 円 (635,000 円)	630,000 円 / 265,500 円	
	議 長	300,000 円 (310,000 円)	355,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	248,000 円 (255,000 円)	316,000 円 / 164,000 円	
	議 員	235,000 円 (240,000 円)	301,000 円 / 145,100 円	
	期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)	
副 町 長		給料月額に40%を加算して	2.8 月分	
議 長		(27年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	報酬月額に40%を加算して	2.8 月分	
	議 員			
	町 長	(算定方式) 820,000円×在職月数×0.567	(1期の手当額) 22,317,120円	(支給時期) 退職時(希望により任 期満了時)
	副 町 長	635,000円×在職月数×0.331	10,088,880円	退職時(希望により任 期満了時)
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

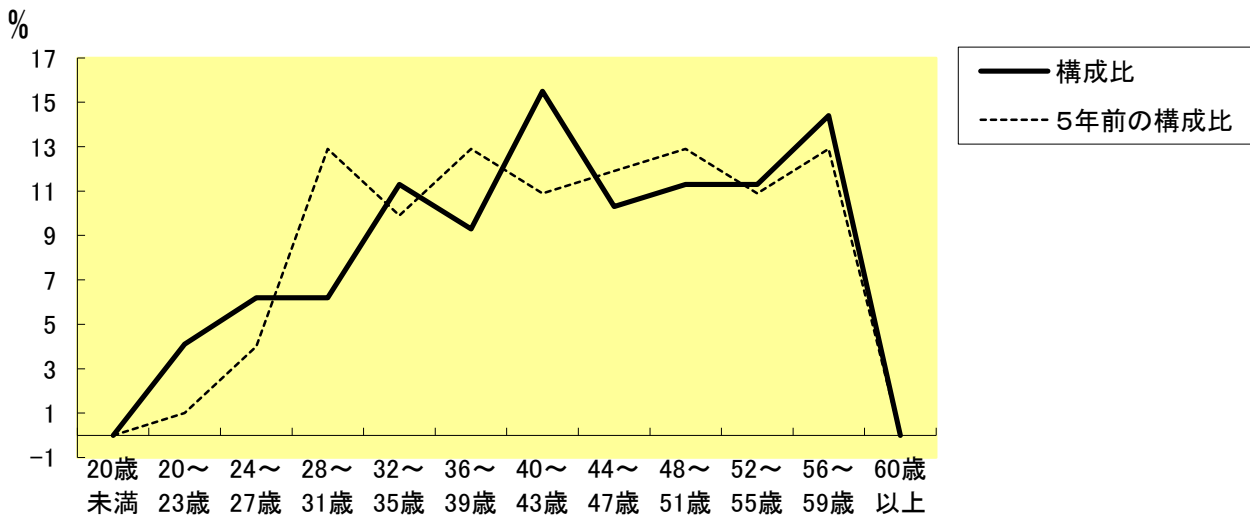
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	23	24	1	地方創生事業に向けた増員
		税 務	8	8	0	
		農 林	6	6	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	7	7	0	
		民 生	19	19	0	
	衛 生	4	4	0		
	計	72	73	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 101.56 人)	
	教育部門	19	19	0		
小 計	91	92	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 121.84 人)		
公営会 企 業 部 等 門	その他	6	5	△ 1	後期高齢者医療広域連合への派遣終了 による減員	
	小 計	6	5	△ 1		
合 計		97	97	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.26 人	
		[132]	[132]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 4	人 6	人 6	人 11	人 9	人 15	人 10	人 11	人 11	人 14	人 0	人 97

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	76	75	71	72	72	73	△3 (△3.95%)
教 育	20	21	20	20	19	19	△1 (△5.00%)
普通会計計	96	96	91	92	91	92	△4 (△4.17%)
公営企業等会計計	6	6	7	6	6	5	△1 (△16.67%)
総 合 計	102	102	98	98	97	97	△5 (△4.90%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。